

第 11 次名古屋市分別収集計画

令和 7 年 7 月

名古屋市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及びプラスチック製品の 排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規 定する主務省令で定める物の量及びプラスチック製品の量 の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定 する主務省令で定める物の量及びプラスチック製品の量の 見込の算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的事項 (法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

本市では、平成11年2月に「ごみ非常事態宣言」を発表して以降、市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルの取り組み等により大幅なごみ減量を達成した。

一方、「ごみ非常事態宣言」から25年以上が経過し、少子化・高齢化の進行や価値観・コミュニティの多様化、デジタル化の進展など社会が大きく変化している。加えて、プラスチックの資源循環や食品ロスの削減が地球規模の課題になるなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況も刻々と変化している。

こうした状況を踏まえ、令和6年3月に策定した「第6次一般廃棄物処理基本計画（以下「6次計画」という。）」では、「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします。」を基本理念とし、「協働」、「資源循環」、「安心」「地球にやさしく」の4つの方向性を定め、循環型都市なごやの実現に向けた取り組みを推進しているところである。

「第11次名古屋市分別収集計画（以下、本計画という。）」は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」「再生利用（リサイクル）」を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せてプラスチック資源循環法に基づき、プラスチック製品の分別収集やリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画に基づき、容器包装廃棄物やプラスチック製品の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたって、「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします。」を基本理念とし、以下の4つの方向性に分類し、取り組みを行っていく。

(1) 協働…パートナーシップで支え合うまちをめざします

「ごみ非常事態宣言」以降、名古屋が培ってきた市民・事業者・行政のパートナーシップをベースに、それぞれの持つ強みや得意とすることを生かしながら、皆で協力・連携し持続可能な循環型都市の形成を目指します。

(2) 資源循環…3Rが定着し、資源が循環しているまちをめざします

これまで進めてきた3Rの取り組みを発展させ、『「もったいない」のその一歩先へ』を合言葉に、資源の投入量・消費量を抑え、廃棄されるものを最小化しながら資源を効率よく循環させることのできる循環型都市の形成を目指します。

(3) 安心…だれもが困ることなく、安心して住み続けられるまちをめざします

人口減少、少子化・高齢化、ライフスタイル・価値観の多様化など社会情勢の変化に対して的確に対応しながら、ごみ・資源の収集・処理を確実に実施するとともに、人と人との支え合いを通して、だれもが困ることなく安心して住み続けられる都市の形成を目指します。

(4) 地球にやさしく…環境負荷が少なく、地球と共生しているまちをめざします

循環型社会を目指すにあたっては、脱炭素社会や自然共生社会と密接に絡み合っていることを踏まえ、統合的に取り組みを推進していくことが大切であり、将来世代にわたって地球の恵みを享受できるよう、環境負荷が少なく地球と共生した都市の形成を目指します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とする。また、本計画は法第8条第1項に基づき3年ごとに、5年を一期として策定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づきプラスチック製品を分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及びプラスチック製品の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

区 分	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
容器包装廃棄物	111, 071t	111, 795t	112, 519t	113, 243t	113, 968t
プラスチック製品	10, 102t	9, 883t	9, 663t	9, 443t	9, 223t

【内 訳】

区 分	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
空き缶	3, 023t	3, 185t	3, 346t	3, 508t	3, 669t
空きびん	12, 842t	13, 048t	13, 253t	13, 458t	13, 663t
紙パック	1, 848t	1, 848t	1, 848t	1, 848t	1, 848t
段ボール	17, 568t	18, 276t	18, 983t	19, 690t	20, 398t
紙製容器包装	19, 971t	20, 256t	20, 541t	20, 826t	21, 111t
ペットボトル	8, 466t	8, 372t	8, 277t	8, 183t	8, 089t
プラスチック製容器包装	47, 352t	46, 812t	46, 271t	45, 731t	45, 190t
プラスチック製品	10, 102t	9, 883t	9, 663t	9, 443t	9, 223t

※四捨五入のためそれぞれの合計欄が一致しない場合がある。

※紙製容器包装については雑がみと併せて収集しているが、その割合で按分し紙製容器包装のみの数字を記載している。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

びん・缶・ペットボトルの飲料容器については約9割の高い分別率を維持し、プラスチック製容器包装については6割、紙製容器包装については4割の分別率を目標とし、市民・事業者・行政が協働して容器包装の排出抑制を推進する。

なお、プラスチック製品については6割の分別率を目標としている。

（１）環境にやさしい学びと行動の推進

ア 環境学習の推進

「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進や、環境学習拠点（エコパルなごや）において、展示施設などを利用した環境学習や体験型プログラムを実施するなどして環境学習の推進を図る。

また、幼稚園・保育所・学校等における環境学習の取り組みを支援するため、出前講座等を実施し、家庭における3Rの継続的な実践につなげる。

イ 情報発信と行動の展開

ごみの処理量や処理コスト、分別した資源のゆくえ等が見える化するとともに、焼却・破砕工場や資源化施設等の見学会を行い、3Rに取り組む意義や成果を伝え、「消費者市民」としての意識づけや、3Rにつながる行動の促進を図る。

また、スマートフォン向けアプリ、動画、SNSなど様々な媒体の活用やスーパー・コンビニ等身近な店舗のほか事業者・大学等と連携した情報発信を行う。

（２）2Rの推進

ア 使い捨てプラスチック・食品ロスの削減

使い捨てプラスチック削減の仕組みやアイデアを持つ事業者を募集し、取り組み内容・削減効果等の発信・共有をするほか、マイボトル・マイカップの利用を促進し、使い捨て飲料容器の削減を進める。

また、市民・事業者や民間団体・行政の協働により、フードドライブの推進や、食品ロス削減月間にあわせたキャンペーンなどを実施し、食品ロス削減を推進する。

イ モノを大切にすることの意識の醸成

市民の「モノを大切に長く使う」意識の醸成とごみの発生抑制を目指し、フリマアプリを活用したリユース品の販売など事業者のノウハウの活用したリユース事業を進めるほか、「不要なものも活かす」意識の醸成を目指し、アップサイクルを体験できるワークショップを実施する。

（３）分別・リサイクルの推進

ア 「分かりやすい・分けやすい」区分による分別収集の実施

令和5年度より「紙製容器包装と雑がみの一括収集」、令和6年度より「プラスチック資源の一括収集」を実施したところだが、ごみと資源の分別や適正な排出をより一層推進するため、市民・事業者にとって「分かりやすい・分けやすい」区分について引き続き検討する。

イ 分別意識のさらなる向上

分別ルールが定着しにくい若年層・外国人・短期賃貸マンション入居者・市外からの転入者など、ターゲットの属性に応じた効果的な広報・啓発を展開する。

ウ リサイクルのさらなる推進

集団資源回収団体等への支援を実施するほか、古紙・アルミ缶等の持ち去り防止対策等の取り組みを推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装・雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの及びプラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	プラスチック資源

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及びプラスチック製品の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

区 分	8 年度		9 年度		1 0 年度		1 1 年度		1 2 年度	
主としてスチール製の容器	1, 917t		2, 022t		2, 127t		2, 232t		2, 337t	
主としてアルミ製の容器	112t		118t		124t		130t		136t	
無色のガラス製容器	5, 657t		5, 735t		5, 812t		5, 890t		5, 968t	
	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 5, 657t	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 5, 735t	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 5, 812t	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 5, 890t	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 5, 968t
茶色のガラス製容器	3, 684t		3, 734t		3, 785t		3, 835t		3, 886t	
	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 3, 684t	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 3, 734t	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 3, 785t	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 3, 835t	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 3, 886t
その他のガラス製容器	2, 792t		2, 830t		2, 868t		2, 907t		2, 945t	
	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 2, 792t	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 2, 830t	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 2, 868t	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 2, 907t	(引渡 量) —	(独自 処理 量) 2, 945t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	305t		305t		305t		305t		305t	
主として段ボール製の容器	0t		0t		0t		0t		0t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	6, 435t		6, 805t		7, 174t		7, 544t		7, 914t	
	(引渡 量) 273t	(独自 処理 量) 6, 162t	(引渡 量) 289t	(独自 処理 量) 6, 516t	(引渡 量) 305t	(独自 処理 量) 6, 869t	(引渡 量) 321t	(独自 処理 量) 7, 223t	(引渡 量) 336t	(独自 処理 量) 7, 578t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	7, 721t		7, 599t		7, 478t		7, 356t		7, 234t	
	(引渡 量) 7, 721t	(独自 処理 量) —	(引渡 量) 7, 599t	(独自 処理 量) —	(引渡 量) 7, 478t	(独自 処理 量) —	(引渡 量) 7, 356t	(独自 処理 量) —	(引渡 量) 7, 234t	(独自 処理 量) —
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	23, 784t		24, 617t		25, 449t		26, 282t		27, 114t	
	(引渡 量) 23, 784t	(独自 処理 量) —	(引渡 量) 24, 617t	(独自 処理 量) —	(引渡 量) 25, 449t	(独自 処理 量) —	(引渡 量) 26, 282t	(独自 処理 量) —	(引渡 量) 27, 114t	(独自 処理 量) —
プラスチック製品(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	3, 323t		3, 184t		3, 045t		2, 906t		2, 767t	
	(引渡 量) 3, 323t	(独自 処理 量) —	(引渡 量) 3, 184t	(独自 処理 量) —	(引渡 量) 3, 045t	(独自 処理 量) —	(引渡 量) 2, 906t	(独自 処理 量) —	(引渡 量) 2, 767t	(独自 処理 量) —

(注 1) 独自処理量とは、指定法人による引取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示す。

(注 2) 缶類の比率は、令和4～6年度平均の本市の独自処理実績(スチール缶 94.48%、アルミ缶 5.52%)を用いて算出した。

(注 3) びん類の色別比率は、令和4～6年度平均の本市の独自処理実績(無色 46.63%、茶色 30.36%、その他 23.01%)を用いて算出した。

(注 4) 段ボールについては、集団資源回収団体による回収のみを行っており、市による回収は行っていないため、分別収集量には含めていない。

(注 5) 紙製容器包装のうち、非製紙原料を指定法人に引き渡しており、引渡し量の割合は、令和5～6年度平均の引渡し量実績(指定法人引渡 4.25%、独自処理 95.75%)を用いて算出した。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及びプラスチック製品の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝(容器包装廃棄物の排出量の見込み)×[分別収集対象人口率]×[分別排出率]

※分別収集対象人口率：市内全域を対象とするため 100%とする。

※分別排出率：分別収集する対象容器包装廃棄物が適正に分別排出される割合。ごみの細組成分析調査の結果等をもとに推計した、「名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画」における分別目標値をもとに推計。

10 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は現行の収集体制を活用し、ステーション方式、拠点回収等により実施する。

なお、ペットボトルはステーション方式及びコンビニエンスストア・スーパー店頭、公共施設等での拠点回収との併用、紙パックは集団資源回収の他、スーパー店頭・公共施設等にて拠点回収する。

また、町内会などの地域住民団体等による集団資源回収が進んでいる段ボールについては、引き続きこれらの団体による回収を支援する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集方式	収集・運搬 段 階	選別・保管等段階
金 属	主としてスチール製の容器	空き缶	ステーション 方式	社会福祉法人へ委託または市で収集	社会福祉法人または民間業者へ委託（一部の施設は、保管のみ）もしくは市で保管
	主としてアルミ製の容器				
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	空きびん	ステーション 方式	社会福祉法人または民間業者へ委託	社会福祉法人または民間業者へ委託（一部の施設は、保管のみ）もしくは市で保管
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙 類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	拠点回収	市で収集	社会福祉法人へ委託
			集団資源回収	集団資源回収団体	民間業者による資源化
	主として段ボール製の容器	段ボール	集団資源回収	集団資源回収団体	民間業者による資源化
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装・雑がみ	ステーション 方式	市で収集	民間業者へ委託
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	拠点回収	市で収集	社会福祉法人または民間業者へ委託
			ステーション 方式		
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの及びプラスチック製品（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	プラスチック資源	各戸収集	民間業者へ委託または市で収集	民間業者へ委託

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

（１）排出・運搬段階における分別収集の用に供する施設計画

収集に係る 分別の区分	収集容器	集積場所	収集車
空き缶	プラスチックコンテナ または透明袋	ステーション方式	プレス車
空きびん	プラスチックコンテナ	ステーション方式	クレーン付貨物車
紙パック	透明袋（回収容器使用）	拠点方式	プレス車
紙製容器包装・雑がみ	透明袋	ステーション方式	プレス車
ペットボトル	透明袋（回収容器使用）	拠点方式	プレス車
	透明袋	ステーション方式	プレス車
プラスチック資源	透明袋	各戸収集	プレス車

（２）中間処理段階における分別収集の用に供する施設計画

施設名	空 き 缶	空 き び ん	紙 パ ッ ク	・ 容 紙 雑 器 が 包 み 装 製	ボ ペ ト ッ ル ト	ッ プ ク ラ ス チ 源
西資源センター	保	保			※	
港資源選別センター	選	選				
南リサイクルプラザ	保	保	選・保		※	
鳴海工場内保管施設	保	保				
民間施設	選	選		※	※	※

- （注） ① 「選」：選別施設、「保」：保管施設、「選・保」：選別・保管施設
 ② 「※」：選別・圧縮・梱包・保管施設
 ③ びん・缶等の選別・保管施設については、今後の処理量の推移を踏まえつつ、設備の老朽化に対応した設備更新等を図る。
 ④ 民間施設については、実際は複数あるが一括して表記している。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(保健環境委員制度の活用)

名古屋市保健環境委員規則に基づき、本市の公衆衛生を向上増進し、地区衛生活動の進展を図るため、市長の委嘱を受けて地区衛生活動の中心的役割を担う保健環境委員の協力により、分別収集の円滑かつ効率的な推進を図る。